

□山田運動公園 利用料一覧表 【野球場】

区分		単位	基礎額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間 200円
		大人	〃 400円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	〃 600円
		大人	〃 1,200円
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	〃	4,000円
	入場料を徴収する場合	〃	8,000円
照明設備		〃	3,000円

単位当たりの使用料の額：基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。（次表以下において同じ。）

備考

- 1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の金額を適用して計算する（次表以下において同じ。）。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう（次表以下において同じ。）。
- 3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む（次表以下において同じ。）。

【庭球場】

区分		単位	基礎額
人工芝コート (1面当たり)	高校生以下	1時間	200円
	大人	〃	400円
照明設備 (1面当たり)		〃	400円

【柔剣道場】

区分		単位	基礎額
団体利用の場合	高校生以下	1時間	200円
		〃	400円
個人利用の場合 (照明設備 使用料を含 む)	中学生以下	〃	20円
	高校生	〃	50円
	大人	〃	100円
照明設備 (1団体当たり)		〃	200円

備考 上表の金額は、柔道コート1面当たりの金額とする（照明設備使用料を除く。）

【陸上競技場・多目的広場】

区分		単位	基礎額
アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	1時間 100円
		大人	〃 200円
	入場料を徴収する場合	高校生以下	〃 300円
		大人	〃 600円
アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	〃	1,600円
	入場料を徴収する場合	〃	4,800円